

平成 26 年度

稲敷市人口減少対策（少子化・人口流出）への取り組みについて

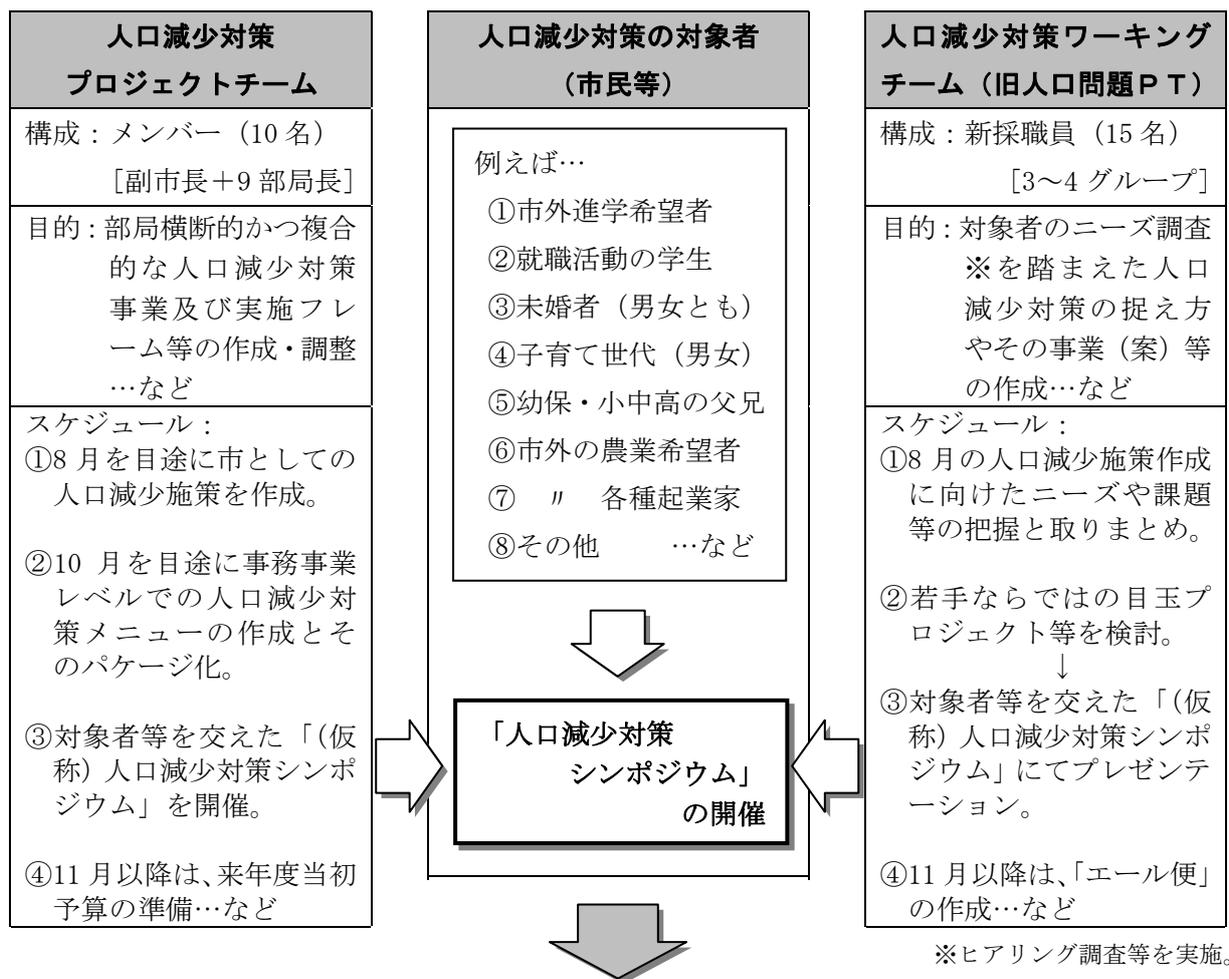
1. 背景及び目的

世界的に類を見ない速度で進展している我が国の少子高齢化及び人口減少が問題視されている中で、本市の少子化及び人口流出などによる人口減少は著しい速度で進展している。

そこで、全庁体制での人口減少対策の体制を組織し、実効性ある総合的な人口減少対策としての「(仮称) 実行プラン」を作成し、少子化・人口流出の対策を推進することを目的とする。

2. 平成 26 年度の取組概要

全庁的な検討・協議を行うため、副市長を中心とした部長級職員による『人口減少対策プロジェクトチーム』を組織するとともに、これまで新規採用職員を対象に行ってきた「人口問題プロジェクトチーム」を『人口減少対策ワーキングチーム』として稼働させ、その対象者のニーズや課題を的確に把握しながら、その効果を得るために単発ではない、複合的（パッケージ化）な人口減少対策メニューの作成を行うこととする。



パッケージ化された人口減少対策事業（福祉・教育・居住・雇用などの複合メニュー）

全国自治体

5割で若い女性半減

有識者会議 40年試算 地域崩壊の恐れ

地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年間で20〜30代の女性が半分以上に減る自治体は896市区町村に上るとの試算を、有識者らでつくる「日本創成会議」の分科会が8日発表した。過疎地を中心に自治体の半数に当たる。歴長の増田寛也元総務相は記者会見で「自治体の運営が難しくなり、将来消滅する可能性がある」と地域崩壊の危機を指摘。魅力ある地方の拠点都市をつくるという東京一極集中の是正や、出生率を上げるための対策を提言した。

（4面に関連記事）

県内は18市町村 大子72%減

日本創成会議の分科会、全体の約4割に、30代の若い女性の減る。30代以上の女性の減る。2010年と40年の減少は全44市町村に及び、出生率が上昇して人口維持が困難となり、50%以上減少の市町村は1335人、内町66、1%、常陸太

は、青森、岩手、秋1万人を切ると見込まが急減する一方、子育田、山形、島根の5県は、増田氏は会見で「環境が整っていないが80%以上、24道県が「消滅の可能性がより東京は出生率が極めて半数以上だった。日立、高い」と話し、社会保低い。日本全体の市、青森市など10万人障や公共交通、学校の人口減に拍車がかかる超の市も含まれる。維持ができなくなると懸念を示している。このうち503自治体は40年時点で人口が分科会は、地方人口、真対率と示した。

| 自治体 | 2010年 | 40年 | 減少率 |
|-----|-------|------|-------|
| 大子町 | 72.6 | 14.1 | -72.6 |
| 大子町 | 67.0 | 14.1 | -67.0 |
| 大子町 | 66.1 | 14.1 | -66.1 |
| 大子町 | 64.3 | 14.1 | -64.3 |
| 大子町 | 63.3 | 14.1 | -63.3 |
| 大子町 | 62.7 | 14.1 | -62.7 |
| 大子町 | 62.5 | 14.1 | -62.5 |
| 大子町 | 62.0 | 14.1 | -62.0 |
| 大子町 | 61.2 | 14.1 | -61.2 |
| 大子町 | 60.3 | 14.1 | -60.3 |
| 大子町 | 59.3 | 14.1 | -59.3 |
| 大子町 | 58.7 | 14.1 | -58.7 |
| 大子町 | 57.5 | 14.1 | -57.5 |
| 大子町 | 54.3 | 14.1 | -54.3 |
| 大子町 | 53.0 | 14.1 | -53.0 |
| 大子町 | 52.3 | 14.1 | -52.3 |
| 大子町 | 50.9 | 14.1 | -50.9 |
| 大子町 | 50.0 | 14.1 | -50.0 |
| 大子町 | 49.8 | 14.1 | -49.8 |
| 大子町 | 49.7 | 14.1 | -49.7 |
| 大子町 | 48.6 | 14.1 | -48.6 |
| 大子町 | 48.6 | 14.1 | -48.6 |
| 大子町 | 48.4 | 14.1 | -48.4 |
| 大子町 | 47.8 | 14.1 | -47.8 |
| 大子町 | 45.7 | 14.1 | -45.7 |
| 大子町 | 45.2 | 14.1 | -45.2 |
| 大子町 | 44.7 | 14.1 | -44.7 |
| 大子町 | 44.5 | 14.1 | -44.5 |
| 大子町 | 43.2 | 14.1 | -43.2 |
| 大子町 | 42.9 | 14.1 | -42.9 |
| 大子町 | 42.7 | 14.1 | -42.7 |
| 大子町 | 41.9 | 14.1 | -41.9 |
| 大子町 | 41.7 | 14.1 | -41.7 |
| 大子町 | 41.2 | 14.1 | -41.2 |
| 大子町 | 39.2 | 14.1 | -39.2 |
| 大子町 | 39.1 | 14.1 | -39.1 |
| 大子町 | 35.4 | 14.1 | -35.4 |
| 大子町 | 31.6 | 14.1 | -31.6 |
| 大子町 | 31.2 | 14.1 | -31.2 |
| 大子町 | 29.7 | 14.1 | -29.7 |
| 大子町 | 28.4 | 14.1 | -28.4 |
| 大子町 | 20.3 | 14.1 | -20.3 |
| 大子町 | 15.1 | 14.1 | -15.1 |
| 大子町 | 14.1 | 14.1 | -14.1 |

県内市町村の若年女性人口変化率(2010〜40年)

↓毎日新聞(5月9日)

↑茨城新聞(5月9日)

田市64・3%、稲敷市63・3%、利根町62・7%、常陸大宮市62・5%、高萩市62・0%などが続いている。

逆に減少率が最も低いのは東海村の14・1%で、つくば市の15・1%が続く。ともに総人口は増加すると試算5市町村にとどまる。

2040年人口推計

想像以上にショック

県内の18市町村「消滅可能性都市」

8日に発表された「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」の2040年市町村別人口推計で、県内では18市町村が「消滅可能性都市」と判断された。18市町村のうち大子、河内、五霞の3町は人口も1万人を切るという推計され、消滅の危機がより深刻になっているとみられる。3町からは「今回示された数値は想像以上にショック」との声も漏れる。

5面に消滅可能性都市一覧

同分科会が人口動態が変わらず、40年の20歳以上人口推計が、高年齢化率(39・2%)より減少率(39・2%)も県内トップ。中10年比で50%以上減少する市町村を消滅可能性都市と定義。県内では大子町(減少率72・6%)、河内町(同67・0%)、常陸大宮市(同66・1%)、利根町(同64・3%)、高萩市(同62・5%)、稲敷市(同62・0%)、大子町(同61・2%)、大子町(同60・3%)、大子町(同59・3%)、大子町(同58・7%)、大子町(同57・5%)、大子町(同54・3%)、大子町(同53・0%)、大子町(同52・3%)、大子町(同50・9%)、大子町(同50・0%)、大子町(同49・8%)、大子町(同49・7%)、大子町(同48・6%)、大子町(同48・6%)、大子町(同48・4%)、大子町(同47・8%)、大子町(同45・7%)、大子町(同45・2%)、大子町(同44・7%)、大子町(同44・5%)、大子町(同43・2%)、大子町(同42・9%)、大子町(同42・7%)、大子町(同41・9%)、大子町(同41・7%)、大子町(同41・2%)、大子町(同39・2%)、大子町(同39・1%)、大子町(同35・4%)、大子町(同31・6%)、大子町(同31・2%)、大子町(同29・7%)、大子町(同28・4%)、大子町(同20・3%)、大子町(同15・1%)、大子町(同14・1%)

大子町は14年4月頃

「岩船橋、南田備」

継続しながら、企業誘致などで外部の活力を導入する事業を展開したい」と新規施策を急ぐ考えだが、大きな雇用創出を生む企業誘致は難しいのも現実だ。

40年の人口推計を見ると、県内では河内町5369人、五霞町6051人、大子町9503人の順に少なかった飲料メーカーや「クルト」など大手企業の工場が立地する五霞町は05年度から、一戸建て住宅を建てた人を支援する制度を実施。しかし、人口減少に歯止めはかからず、過去

稲敷市人口減少対策プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 市の最大の課題の一つである人口減少問題に対して、調査及び検討を進めるとともに、実効性のある総合的な対策の立案及び実施に向けての準備を行うため、稲敷市人口減少対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口減少に関わる現況整理に関すること。
- (2) 人口減少対策の立案に関すること。
- (3) 国等の制度事業の選定に関すること。
- (4) その他人口減少対策に関し必要な事項

(プロジェクトチームの構成員等)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、副市長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業建設部長、教育部長、上下水道部長、会計管理者及び議会事務局長とする。

- 2 プロジェクトチームのチーム長は副市長とする。
- 3 プロジェクトチームの補助機関として、ワーキングチームを置く。ワーキングチームの編成及び構成員については、チーム長が別に定めるものとする。
- 4 調査及び検討事項の重要性等に鑑み、関連する部局、課室及び市民等の参画を認めることとする。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、チーム長が招集し、会議の議長となる。

(協力要請)

第5条 チーム長は、チームの職務遂行上必要があるときは、関係部局に資料の提出及びその他必要な協力を要請することができる。

(関係部局の協力)

第6条 プロジェクトチームの職務に関係する部局は、プロジェクトチームの職務遂行に積極的に協力し、プロジェクトチームの完遂を援助するものとする。

(報告)

第7条 チーム長は、プロジェクトチームが完遂され、その成果を得たときは、速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、人口減少対策担当課が行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年6月19日から施行する。